

# 重要事項説明書

社会医療法人 青洲会

青洲の里ショートステイ ハーモニー

「青洲の里ショートステイ ハーモニー」短期入所生活介護

重要事項説明書

( 2024 年 8 月 1 日現在)

(1) 施設の『名称』概要

・施設名	青洲の里ショートステイ ハーモニー
・開設年月日	2009 年 12 月 1 日
・所在地	福岡県糟屋郡粕屋町長者原西 3 丁目 1 3 番 1 号
・電話番号	0 9 2 - 9 3 9 - 1 8 1 9
・F A X 番号	0 9 2 - 9 3 8 - 7 7 5 8
・管理者名	佐藤 勝成
・介護保険指定番号	4 0 7 4 4 0 0 4 3 5

(2) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の目的と運営方針

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）は、要介護状態（要支援状態）等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

この目的に沿って、事業者では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

## 青洲の里ショートステイ ハーモニー

### 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の運営規程

#### （目的）

1)社会医療法人青洲会が開設する青洲の里ショートステイ ハーモニー（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態にある方に対し、適切なサービスを提供する事を目的とする。

#### （運営方針）

- 1) 短期間の施設での生活で、居宅における療養生活のリズムが崩れたりすることがないように、居宅でのケアプランを基本に、施設内での基本的なサービスプランを立て、そのプランに沿った施設での療養生活が送れるよう援助する。居宅での療養生活を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように目指す。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供するように努める。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所）、居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。

#### （3）施設の職員体制（看護・介護部門は法定人数）

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1		従業者の管理・短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）申し込みに係る、調整・運営・業務の実施状況の把握、従業者への指揮命令・苦情等の対応・その他管理を一元的に行う。
医 師	1		利用者の保健衛生及び医療に関する業務
看護職員	1 以上		利用者の保健衛生及び看護、介護に関する業務
介護職員	5 以上		利用者の介護業務

生活相談員	1 以上		利用者の生活指導及び相談業務
機能訓練指導員	0		利用者の機能回復に関する業務
管理栄養士	0	1 以上	入所者の栄養管理業務
事務職員	0	0	施設の事務

(4) 入所定員等・定員 20 名

個室 (ユニット型個室)

(5) サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事(時間・場所・内容に関しては選択できます)

**【時間帯の選択】**

朝食 7:20 7:30 7:40

昼食 11:30 11:40 11:50

夕食 17:30 17:40 17:50

**【食事の選択】**

主食: ご飯 パン 二度炊き 粥 ミキサー 粥ソフト

副食: 普通 一口大 刻み ミキサー

朝の飲み物: 牛乳 ヨーグルト ヤクルト 野菜ジュース

トロミ: 必要 不必要

**【食事の場所】** 食堂 部屋

**【食種の選択】** 普通食: 普通食 ソフト食

療養食: 糖尿病食 皮質異常食 腎臓食 心(腎)臓食

③ 入浴 (個別浴槽 3 か所にて対応)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 口腔衛生管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供 (選択メニュー)

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

(6) 通常の送迎の実施地域

粕屋町・志免町・須恵町・篠栗町・宇美町・久山町・東区多々良・青葉・土井  
多の津・八田・博多区空港前・東月隈・月隈・浦田地区

(7) サービス提供時間・送迎

※24時間体制にて休業日はありません。

※送迎時間について利用当日のお迎えは基本的には朝8時45分から10時  
00分の間です。利用終了日は午後15時00分～17時00分の間です。

※尚、上記以外での時間調整などをご相談により検討させていただきます。

(8) 利用料金

1. 利用者負担説明書「青洲の里ショートステイ ハーモニー」利用料金表  
別紙参照

2. その他の料金

食事代金 別紙参照

行事・活動等にかかる料金は、自己（実費）負担となります。

3. お支払い方法

毎月、15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日まで  
にお支払いください。

お支払い方法は、老人保健施設青洲の里会計窓口でのお支払いとなります。請求  
書を必ずご持参下さい。請求書と引き換えにて精算後、領収書を発行いたします。

(9) 協力医療機関

名称：【社会医療法人青洲会 福岡青洲会病院】 【かえで歯科クリニック】

診療科：内科・外科・脳神経外科

診療科： 歯科

(10) 当社の概要

名称・法人職種 社会医療法人 青洲会

代表者・氏名 理事長 中村 幹夫

本部所在地 福岡県糟屋郡粕屋町長者原西4丁目11-8

電話番号 (092) - 938 - 0345

(11) 施設利用に当たっての留意事項

(面会)

家族等の面会時間はおおむね午後7時00分までです。午後7時30分には玄関施錠  
いたしますので、ご理解のほう宜しくお願い致します。来訪された時は必ずその都度面  
会者名簿に来訪者全員の名前を記入してください。(面会者名簿は事務室にあります。)

#### (設備・備品の利用)

施設内の居室や設備、器具を本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償をもとめる場合があります。

#### (所持品・備品の持ち込み)

- ① 持ち物には、すべて名前を記入してください。
- ② 衣類等の洗濯・クリーニングは、事業所では行っておりませんので利用終了時にまとめてお返し致します。汚染状況においては水洗いなどにて対応いたしますが、長期のご利用の際はご都合にて取りに来られることをお願い致します。
- ③ オムツが必要な方は基本的に施設で整備いたします。
- ④ 備品の持ち込みは、可能な範囲で許可いたします。持ち込まれる場合は、許可を得て個人で管理してください。破損・紛失等について事業者では、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

#### (金銭・貴重品の管理)

- ① 貴重品及び現金は持たせないでください。紛失されても事業者としては責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ② 行事・活動などでの費用が必要な場合はお知らせ致しますので、その際、利用者様、実費負担にて事業者より徴収させていただきます。

#### (受入れ基準)

- ① 要介護状態(要支援1～要介護5)である
- ② 負担割合(1割～3割)である
- ③ 定員を20名までとする

#### (受入れ困難基準)

- ① 生活保護
- ② 胃瘻造設
- ③ インスリン注射は要相談

#### (退所基準)

- ① 騒音、暴言、暴力、ハラスメント、心身状態の不安定、許可なく他の入所者の居室に立ち入る等、他の入所者の迷惑になる行為は行わないようにしていただくと共に、上記の内容にて危険行為とみなされる判断を当施設が行った場合は、利用中止及び退居をしていただきます。  
1) セクシャルハラスメントとは具体的に以下の行為をいいます。

- ・性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
  - ・容姿あるいは、身体的な特徴に関する発言や質問
  - ・食事やデートへの執拗な誘い
  - ・抱きつき、胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触ないしその要求
  - ・キスや自身の陰部を触らせる等、性的な行為ないしその要求
  - ・必要なく下半身を丸出しにすること
  - ・性的な書式、写真、ビデオを見せつけること
  - ・その他、上記に準ずるような性的な行動
- 2) パワーハラスメントとは具体的に以下の行為をいいます。
- ・叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞める等の暴力
  - ・包丁等の刃物に向ける、物を投げる、つばを吐きかける
  - ・脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
  - ・名誉を棄損する、人格を否定する
  - ・正当な理由もなく一方的に怒鳴る
  - ・高圧的な態度で接する
  - ・気に入っている介護サービス従事者以外に批判的な言動をとる
  - ・サービスに含まれないサービスを要求する
  - ・執拗に電話番号などの個人情報開示を要求する等私的なことに過度に立ち入る
  - ・その他、上記に準ずるようなもの
- ② 入居中において、飲酒、喫煙を禁止します。
- ③ 入居前の発熱(利用当日の朝自宅で検温し、37.0℃以上)、感染症の診断が出た際は退居して頂きます。

#### (12) 虐待防止に関する事項

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- ⑤ 施設は、入居者が当該施設職員又は養護者（家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにおれを市町村に通報するものとする。

#### (12) 緊急時の対応方法

サービス提供中の要態の変化等があった場合は、リーダー看護師との状況観察・判断にて、主治医・救急隊・親族・居宅支援事業者への連絡対応を致します。

(13) 常災害対策

- ・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・消火栓・火災通報装置  
避難器具
- ・防災訓練 年 2 回実施 (院内防火訓練含む)

(14) 禁止事項

事業者では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

(15) 要望及び苦情等の相談

1. 事業者には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。もしくは下記外部苦情相談窓口までお申し込みください。

**【当事業所利用者様相談・苦情担当】**

電話 092-939-1819

FAX 092-938-7758

苦情解決責任者・苦情受付窓口 管理者： 佐藤 勝成

所長： 谷口 拓磨

生活相談員： 鍵山潤

2. 苦情処理機関

<各市町村・公共団体の介護保険相談窓口>

※受付時間 午前9：00から午後5：00まで

粕屋町役場(介護福祉課)	電話938-0229
粕屋町駕与丁1丁目1番1号	FAX938-3150
宇美町役場(健康福祉課福祉係)	電話934-2278
宇美町宇美5丁目1-1	FAX933-7512
志免町役場(高齢者サービス係)	電話935-1039
志免町志免中央1丁目1番1号	FAX935-2456
須恵町役場(福祉課)	電話932-1151
須恵町須恵771番地	FAX933-6626
篠栗町役場(福祉課)	電話947-1111
篠栗町篠栗4855-5	FAX947-1127



久山町役場(健康福祉課)	電話 9 7 6 - 1 1 1 1
久山町久原 3 6 3 2	FAX 9 7 6 - 2 4 6 3
福岡市東区役所(福祉介護保険課)	電話 6 4 5 - 1 0 6 9
東区箱崎 2 丁目 5 4 - 1	FAX 6 3 1 - 5 0 2 5
福岡市博多区役所(福祉介護保険課)	電話 4 1 9 - 1 0 7 8
博多区博多駅前 2 丁目 1 9 - 2 4 大博センタービル 3 階	FAX 4 4 1 - 1 4 5 5
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部	電話 6 5 2 - 3 1 1 1
糟屋郡久山町久原 3 1 6 8 - 1	FAX 6 5 2 - 3 1 0 6

< 公的団体の窓口 ( 困難案件 ) >

福岡県国民健康保険団体連合(介護保険室)	電話 6 4 2 - 7 8 5 9
博多区吉塚本町 1 3 番 4 7 号	FAX 6 4 2 - 7 8 5 2

( 1 6 ) 事故発生時の対応

サービスを行っている最中、転倒転落、その他の人身事故が起こった場合、速やかに適切な処置を行い、ご家族、市町村、保険者及び当事業所責任者に報告します。また、必要時は契約書第 1 2 条に則り賠償いたします。